## <u>広報広聴会議</u>

日 時 平成26年9月1日(月) 午後3時~

場 所 第3委員会室

1 議会だよりの編集について

2 議会基本条例運用基準について

3 その他

## 議会基本条例運用基準改正案

現行	改正案
4 議会報告会 条例第7条に規定する議会報告会について は、別に要綱を定めて運用する。 (議会報告会実施要綱(例)〕	4 議会報告会等 条例第7条に規定する議会報告会及び市民と の意見交換の場は、次の各号により実施する。 (1)広報広聴を所管する組織を設置し、その組織 が運営主体となり要綱を定めて実施する。 (2)市民等の意見(市民からの審査経過等の説明 の要請を含む)又は委員会等の発意により、 次のフローに沿って実施する。 フロー図 (3)市民参加による意見交換の場は「わがまちトーク」と称し実施する。
12 議会広報の充実 条例第16条第1項に規定する広報の充実 は、議会の審議結果等を議会だより、ホーム ページに掲載するほか、会議録検索システム の公開、本会議インターネット中継(ライブ 及びVOD)、委員会インターネット録画配 信、庁舎ロビーでの本会議中継等を行うこと により実現するものとする。	12 広報広聴の充実 条例第16条に規定する広報広聴の充実は、次の各号により実施する。 (1)議会の審議結果等の議会だより、ホームページ掲載、会議録検索システムの公開、本会議インターネット中継(ライブ及びVOD)、委員会インターネット録画配信、庁舎ロビーでの本会議中継等を行う。 (2)同条に定める効果的な広報広聴活動に努めるため、広報広聴を所管する組織を設置する。 (3)新たな広報広聴活動の取り組みについては、広報広聴を所管する組織が情報収集及び研究し、取り組みの企画及び立案を行い、議会運営委員会の承認を得て実施する。 (4)広報広聴活動をソーシャルメディアの手段を用いて行う場合には、亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針及び亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドラインを遵守しなければならない。

1 広報広聴会議が聴取した市民等の意見により実施する場合

